

公益社団法人日本地理学会役員予定者予備選挙規程

2012年4月
2015年6月改訂
2020年3月改訂
2021年9月改訂

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会定款第24条に基づき役員を選任を円滑に行うために、役員予定者の予備選挙について定めることを目的とする。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙事務は、公益社団法人日本地理学会細則に定める選挙管理委員会が管理する。
2 この規程に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 有権者は代議員、被選挙権者は正会員とする。
2 会長経験者は、役員予定者になることができない。

(理事予定者の予備選挙)

第4条 代議員は、5名連記の投票により、理事予定者12名を選出する。
2 公益社団法人日本地理学会定款第24条第3項に基づき、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれる場合には、次点者を順次繰り上げる。
3 定数内の最下位の得票者の得票数が同数であるときは、年長の者を当選者とする。
4 連続4年にわたる理事経験者は、次期の理事予定者になることができない。

(監事予定者の予備選挙)

第5条 代議員は、2名連記の投票により、監事予定者2名を選出する。
2 前項で選出された監事予定者が理事予定者と重複したときには、監事または理事のうち当選順位上位を、ただし同順位の場合には理事を優先し、次点者を順次繰り上げて監事予定者とする。
3 定数内の最下位の得票者の得票数が同数であるときは、年長の者を当選者とする。
4 連続4年にわたる監事経験者は、次期の監事予定者になることができない。

(役員予定者の推薦)

第6条 理事会は、さらに理事予定者として3名以内の正会員を、監事予定者として1名の非会員を推薦することができる。ただし第4条第2項の規定に従う。

(理事長予定者及び常務理事予定者の互選)

第7条 第4条により選出された理事予定者及び前条により推薦された理事予定者は、理事長予定者1名及び常務理事予定者2名を互選する。

(欠員の補充)

第8条 役員予定者又は役員に欠員が生じたときには、次点者を順次繰り上げて役員予定者として行うことができる。

(改 廢)

第9条 この規程の改廢は理事会が行う。

付 則

1. この規程は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、2015年6月6日から実施する。
3. この規程の一部を改訂し、2020年3月8日から実施する。
4. この規程の一部を改訂し、2021年9月25日から実施する。